

入札後資格確認型一般競争入札説明書

1 入札後資格確認型一般競争入札（以下「競争入札」という）への参加資格要件

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であるとみなした場合に、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という）を受けている者を除く）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 名古屋市と締結した契約に関して、施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しないもの（当該事実と同一の事由により指名停止を受けているものを除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき公正手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更正手続開始の決定後、本公示で定める名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本公示で定める名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公示に係る入札に参加しようとしめない者等であること。
- (7) 本公示の日から落札決定の日までの間に、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 本公示の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という）の期間中の者でないこと。
- (9) 名古屋市から令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格（名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 3 条第 2 項の規定により定めた競争入札参加資格をいう。）審査において、本工事に係る入札の開札日までに申請区分「工事請負」、申請業種「電気工事」A、B 等級の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (10) 平成 23 年度以降に、元請、下請を問わず、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物に係る契約金額が 1,000 万円以上の照明設備を含む電気工事を病院で施工した実績を有する者であること。
- (11) 名古屋市内に本店・支店または営業所を有する者であること。

2 入札書等の提出方法

- (1) 入札書（様式 1）、誓約書（様式 2）は、インク又はボールペン等容易に修正できない方法により、黒色又は青色で記載すること。

- (2) 入札書は入札公示で指定された日時及び場所に、持参により提出すること。郵送又は電送による入札は認められない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 積算内訳書の提示又は提出方法について
 - ア 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった積算内訳書を作成すること。積算内訳書に、発注件名及び入札者の商号又は名称を明記のうえ、入札当日、これを持参すること。
 - イ 入札事務担当者が最低価格提示者に積算内訳書の提示を求めた場合は、直ちに提示すること。その際、提示がないと認められる者のした入札は無効とする。
 - ウ この入札において、入札事務担当者が最低価格提示者に積算内訳書の提出を求めた場合は、直ちに提出すること。提出された積算内訳書が適正に見積が行われているかを確認し、必要があると認められる場合には、当該積算内訳書を提出した者に説明を求めるとともに必要に応じて指示をすることがあります。この指示に従わないときは、その入札は無効とすることがあります。

3 開札

- (1) 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。
- (2) 代理人によって入札書等を持参する者は、委任状（様式 3）を提出すること。ただし、名義人が登録事業者の登録名義と一致する入札書等を持参した者は名義人本人とみなすため、委任状の提出は不要。
- (3) いったん提出された入札書等は、差替え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 開札にあつては、予定価格の制限の範囲内での最低価格提示者を落札候補者とするとともに、入札額の低い順に 3 者の入札者及び入札金額を発表する。また、開札時の落札決定を行わず、落札保留の取り扱いとする。
- (5) 落札候補となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者決定する。

4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加することができる資格のない者のした入札
- (2) 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札
- (3) 入札件名を記入せず又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (4) 委任状を提出していない代理人がした入札
- (5) 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした 2 通以上の入札
- (6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (7) 直接持参により行われぬ入札

- (8) あきらかに談合によると認められる入札
- (9) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）を超過した金額を記載した入札
- (10) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (11) 6(1)に定める書類の提出を求められたにもかかわらず提出期限内にこれを提出しないとき及び落札候補者が競争入札参加資格確認のための指示に応じないときは、その者のした入札
- (12) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業共同組合等（以下「組合」という）とその組合員との双方が競争入札に参加した場合、その組合のした入札
- (13) 入札談合に関する情報があった場合に別途誓約書の提出を求める場合があるが、当該誓約書の提出をしない者の入札
- (14) その他入札の条件に違反した入札

5 入札の中止等

本入札に関しては、天災地変があった場合、入札談合に関する情報が寄せられる等公正な入札を執行することができないおそれがあると認められる場合は、入札の執行を延期し若しくは中止又は入札方法を変更することがある。

6 申請書等の提出

- (1) 申請書等の提出場所及び問い合わせ先
入札公示3(1)に示す場所
- (2) 提出書類
 - ア 競争入札参加資格申請書（様式4）
 - イ 履行実績証明書（様式5）
- (3) 提出部数
1部
- (4) 提出期限
提出を求めた日の翌日から起算して2日（休日等を含まない）以内に持参により提出しなければならない。
- (5) その他
 - ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された申請書等は返却しないが、提出者に無断で競争入札参加資格確認以外に使用しない。
 - ウ 提出期日を過ぎた後の申請書等の訂正又は差替えは認めない。
 - エ 申請書等に虚偽記載をした者等契約の相手方として不相当であると認められるときは、指名停止を行うことがある。

7 落札者の決定

6により落札候補者から提出された申請書等に基づき、競争入札参加資格の確認を行い、資格があると認められた場合は、その落札候補者を落札者として決定する。ただし、本公示に係る入札は公立大学

法人名古屋市長立大学最低制限価格取扱要領（平成 21 年 5 月 27 日付 21 財務第 24 号）の対象とし、入札価格が最低制限価格に満たない金額の場合は、当該入札者が予定価格の範囲内で価格その他の条件が最も有利なものをもって入札を行った者であっても、公立大学法人契約事務手続要綱（平成 19 年 2 月 15 日付 18 経営第 45 号）第 27 条第 2 項の規定により落札者とししないものとする。

また、その落札候補者に資格がないと認められたときは、次順位の者を落札候補者とし、同様の手続により競争入札参加資格の確認を行う。

8 競争入札参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明等

- (1) 競争入札参加資格が無いと認められた者には、その理由（以下「無資格理由」という）を書面により通知する。
- (2) 無資格理由の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して 2 日（休日等を含まない）以内に無資格理由について書面（任意様式）により説明を求めることができる。なお、当該書面は入札公示 3 (1) の場所に提出するものとする。また、当該書面の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 無資格理由の説明の請求に対する回答は、原則として、その理由の説明を求めることができる末日の翌日から起算して 10 日以内に書面によって回答を行うこととする。

9 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、公立大学法人名古屋市長立大学契約規程第 27 条の規定に該当する場合に免除する。

10 入札保証金

免除する。

11 契約書の作成

- ア 落札者が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わす。
- イ 契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通ずつを保管する。
- ウ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

12 その他

- (1) この契約において、談合などの不正行為により本学が被った金銭的損害の賠償については「賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- (2) 本件入札は、本入札説明書において定めるほか、「名古屋市長立大学競争入札参加者手引」（「本学ホームページ「名古屋市長立大学トップ」>大学案内・教育情報の公表 >入札・契約情報 >競争入札参加者手続き」に掲載）に定めるところによる。